

## 船舶事故調査報告書

平成27年11月12日  
 運輸安全委員会（海事部会）議決  
 委員長 後藤昇弘  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 石川敏行  
 委員 根本美奈

<b>事故種類</b>	釣り客死亡
<b>発生日時</b>	平成27年8月4日 21時15分ごろ
<b>発生場所</b>	長崎県平戸市 <small>あづち</small> 的山大島南西端沖 <small>うまのかしら</small> 馬ノ頭鼻灯台から真方位160° 0.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 28.1′ 東経129° 29.9′）
<b>事故の概要</b>	遊漁船第6恵比須丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、長崎県平戸市 <small>あづち</small> 的山大島南西端沖で釣りをして錨泊中、平成27年8月4日21時15分ごろ、釣り客の1人が、落水し、死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	平成27年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。 平成27年8月6日現場調査及び口述聴取、平成27年8月7日、9月3日、4日、15日、16日、10月7日口述聴取 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第6恵比須丸、4.44トン NS3-57734（漁船登録番号）、個人所有 9.80m（Lr）×2.30m×0.90m、FRP ディーゼル機関、36.78kW、昭和52年9月5日 第292-34559号（船舶検査済票の番号） （写真1参照） 
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

	免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 平成26年11月4日 (平成32年2月7日まで有効) 釣り客A 男性 58歳
死傷者等	死亡 1人(釣り客A)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：海上 平穏、潮流 西流、水温 約25℃
事故の経過	<p>第6恵比須丸(以下「本船」という。)は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか1人(以下「釣り客B」という。)を乗せ、平成27年8月4日18時30分ごろ平戸市釜田漁港を出港し、的山大島南西端沖(馬ノ頭鼻灯台から南南東0.2M付近)で錨泊した後、船首を東方に向け、19時45分ごろからいか釣りを開始した。</p> <p>船長は、後部甲板右舷側でブルワーク*1に背中を付けて座って手釣りを、釣り客A及び釣り客Bは、それぞれ前部甲板左舷側及び前部甲板右舷側で、クーラーボックスに腰を掛けて竿釣りを始めた。</p> <p>船長は、その後、いかが釣れたときには釣り客に釣れた水深を教えに、また、釣り客Aは、船長の使っている仕掛け等の話を聞きに、それぞれ2、3回操舵室脇の右舷側通路を行き来した。</p> <p>船長は、21時15分ごろ、釣り客Aが、左舷側のブルワーク上面を操舵室の端等につかまらず、船長の方に顔を向けて話しかけながら船尾方に移動していたところ、船長の視界から消えるように落水したのを目撃した。</p> <p>(写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>右舷側</p>  <p>釣り客Bの釣り位置</p> <p>46cm</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>左舷側</p>  <p>落水位置</p> <p>錨及び網に付けるフイ</p> <p>釣り客Aの移動方向</p> <p>ブルワーク</p> <p>23cm</p> <p>釣り客Aの釣り位置</p> </div> </div> <p>写真2 船首から見た両舷通路等の状況</p> <p>釣り客Bは、釣り客Aが落水したことに気付かなかった。</p> <p>船長は、近くにあった係船用のロープを左舷舷側から2～3m付近</p>

\*1 「ブルワーク」とは、乗組員等の転落防止及び波の打ち込み軽減のために設けられる船側外板上甲板より上方まで延長した部分をいう。

	<p>で泳いでいた釣り客Aの近くに投げたが、釣り客Aがつかまることができなかったので、つかまるように言って固型式救命胴衣を3個投げた。</p> <p>船長は、釣り客Bに釣り客Aが落水したことを知らせ、釣り客Aを見失わないよう依頼し、本船から錨索を外して機関を後進にかけ、間もなく左舷後方30m付近に釣り客Aを認めたので、反転して釣り客Aに近づいた。</p> <p>釣り客Bは、本船が釣り客Aに近づいたとき、釣り客Aの顔が海水に漬かるのを目撃した。</p> <p>船長及び釣り客Bは、21時20分ごろ、固型式救命胴衣に片腕を通した状態で浮いていた釣り客Aを本船に引き揚げようとしたが、重くて引き揚げることができず、その時、釣り客Aが呼吸をしていないように見えた。</p> <p>船長及び釣り客Bは、釣り客Aの体をロープで右舷舷側に固定した後、21時32分ごろ118番通報するとともに、的山大島の知人に救助を依頼した。</p> <p>釣り客Aは、22時40分ごろ来援した僚船に引き揚げられ、平戸市平戸港に移送された後、救急車で平戸市内の病院に搬送されたが、23時47分ごろ医師により死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 乗船者等配置図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 釣り客A</p> <p>釣り客Aは、健康状態は良好で泳ぐことができた。</p> <p>釣り客Aは、自宅から釜田漁港まで休憩を3回挟んで約6時間自動車の運転を行っていたが、釣り客Bには釣り客Aが疲れているようには見えなかった。</p> <p>釣り客Aは、長袖のシャツの上に釣り用ベスト、ウエストがゴムのズボンを着用し、長靴を履いていた。</p> <p>本事故後、釣り客Aからアルコールは検知されなかった。</p> <p>(2) 本船の運航に関する情報</p> <p>船長は、ふだんは一本釣り漁業を行っており、釣り客Aが来る夏と冬に1回ずつ、遊漁船としての運航を行っていた。</p> <p>(3) 本船</p> <p>本船は、ふだんから左舷側通路には通行の妨げとなるドラム等の障害物があるのでブイで左舷側通路の前後を塞ぎ、釣り客2人に右舷側通路を使用するように指示していたものの、右舷側通路にも通行の妨げとなるゴムホース、たも網等が置かれていた。</p> <p>通路の幅は、両舷とも約46cmであった。</p> <p>ブルワークの上面はFRPで、幅が約23cmであり、甲板からの高さが約54cm、海面からの高さが約83cmで、本事故当時、海水で濡れるなどしておらず、滑りやすい状態ではなかった。</p>

(写真2、写真3参照)

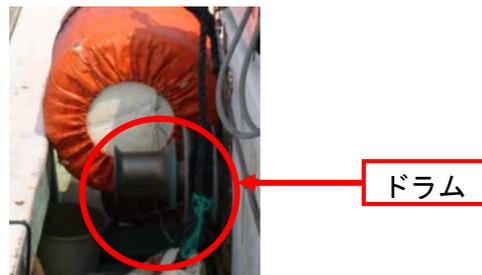


写真3 船尾から見た左舷側通路のドラム

本船は、前部甲板上方約2.3m及び後部甲板上方約2.0mに、1,000W及び1,500Wの集魚灯がそれぞれ点灯されており、甲板上面は昼間のように明るく照らされ、本船の周囲約30mまでの水面が視認できる明るさであった。

船長及び釣り客Bは、本事故当時、波等による動揺又は衝撃を感じていなかった。

#### (4) 救命設備の状況

救命浮環は、通常取り付けられている救命索が切れた状態で、左舷側通路後部付近に釣り道具、ペットボトル等と共に置かれており、本事故時、使用されなかった。(写真4参照)



写真4 救命浮環

船長は、釣り客2人が乗船する際、救命胴衣を着用するよう言ったものの、釣り客Aは、なぎのような状態だから大丈夫だろうと言い、救命胴衣を着用せず、落水時も着用していなかった。

船長及び釣り客Bは、乗船時から救命胴衣を着用していなかった。

#### (5) 安全管理の状況

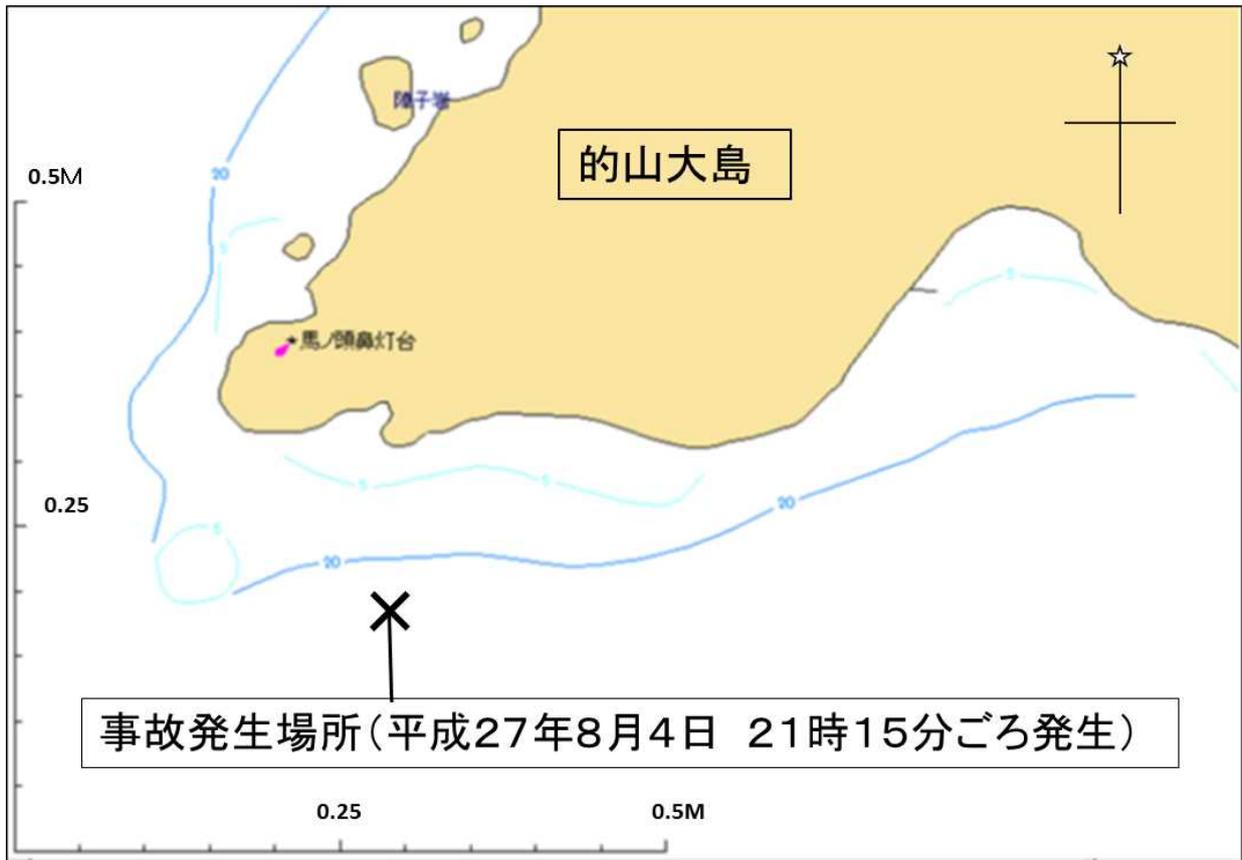
① 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく本船の業務規程には、安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示について、次の記載があった。

- ・業務主任者（本船の場合は船長）は、利用者に対し、利用者が遵守すべき事項を掲示により周知する。
- ・業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するよう指示する。

	<p>② 上記①に基づく遵守事項が、操舵室入口の窓の外に掲示されており、救命胴衣については、次の記載があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗船時は常時救命胴衣を着用すること。</li> <li>・救命胴衣は、必ず前面のファスナーを締め、下方の紐を結ぶこと。</li> </ul> <p>(6) 類似事故</p> <p>平成20年10月以降に公表された運輸安全委員会の報告書によれば、総トン数20トン未満の遊漁船において、船体動揺等により釣り客等が落水して死亡した事例が9件あったが、ブルワーク上面を移動中に落水した事例はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>(1) 釣り客Aの死因は、溺水であった。</p> <p>(2) 事故発生に関する解析</p> <p>① 本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、平成27年8月4日18時30分ごろ釜田漁港を出港し、的山大島南西端沖で錨泊したのち、船首を東方に向け、19時45分ごろからいか釣りを開始したものと考えられる。</p> <p>② 船長は、釣り客2人が乗船する際、救命胴衣を着用するよう言ったものの、釣り客2人は着用せず、釣り客Aは、落水時も救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> <p>また、船長自身も救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> <p>③ 船長及び釣り客Aは、本事故発生前には、仕掛け、いかの釣れた水深等の話をしようと、それぞれ2、3回操舵室脇の右舷側通路を行き来したものと考えられる。</p> <p>④ 釣り客Aは、21時15分ごろ、ブルワーク上面を移動したことから、落水したものと考えられる。</p> <p>⑤ 船長及び釣り客Bは、このとき、波等による動揺又は衝撃を感じていなかったものと考えられる。</p> <p>⑥ 釣り客Aは、本事故直前、左舷側のブルワーク上面を移動する際、船長の方に顔を向けて話しかけていたことから、足下を見ていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>⑦ 次のことから釣り客Aは、足を踏み外した可能性があると考えられるが、本人が死亡したため、その状況を明らかにすることができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、釣り客Aが視界から消えるように落水するのを目撃したこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルワークの上面は、滑りやすい状態ではなかったこと。</li> <li>・船長及び釣り客Bは、動揺又は衝撃を感じていなかったこと。</li> </ul> <p>(3) 釣り客Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(4) 被害の軽減措置に関する解析</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 釣り客Aが救命胴衣を着用していれば、海面に浮いていることができ、救助された可能性があると考えられる。</li> <li>② 救命浮環に救命索を取付け良好な状態に保ち、直ちに使用できるようにしていれば、落水者が救命浮環につかまり、早期に救助された可能性があると考えられる。</li> </ol>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、的山大島南西端沖で釣りをして錨泊中、釣り客Aがブルワーク上面を移動したため、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船の船長は、甲板上を移動する際の安全な通路を確保し、釣り客に対して同通路の使用及びブルワーク上面を移動することがないように指示を徹底すること。</li> <li>・遊漁船の船長は、救命浮環を良好な状態に保ち、直ちに使用できるようにしておくこと。</li> <li>・遊漁船の船長は、釣り客に救命胴衣を適切に着用させるとともに、自ら救命胴衣を着用することにより釣り客に対して模範を示すよう努めること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 乗船者等配置図

